

令和5年度（2023年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

D日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和5年度（2023年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、令和4年5月21日午前11時35分頃、道路標識により最高速度が時速50キロメートルに指定され、（白バイ等に搭載されている）車載式速度測定機器による最高速度遵守義務違反の取締りが行われていたB県C市内の道路（以下「本件道路」という。）において、指定最高速度を39キロメートル超過する時速89キロメートルで自動車を運転し（以下「本件違反行為」という。）、もって道路交通法22条1項（以下「法」という。）に違反したとして、警察による取締りを受けた。

B県公安委員会は、本件違反行為を行ったことにより、60日間の運転免許の効力停止処分（以下「本件停止処分」という。）に該当することになった旨の通知をAに対して行った。そのため、Aは、B県公安委員会に対し、上記処分に先立って意見聴取手続を行うよう求めた。

しかしながら、B県公安委員会は、運転免許に関する効力停止処分については、行政手続法第3章の規定の適用が除外され（法113条の2）、さらに、90日間未滿の運転免許効力停止処分については、公安委員会が特に定めない限り、事前の意見聴取手続が必要とされていないことから（法104条1項）、Aに対し、本件停止処分について事前の意見聴取手続を行わなかった。そこで、Aは、本件停止処分の取消しを求めて提訴した。

《参考法令》

道路交通法

第22条① 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

第90条⑤ 公安委員会は、免許を与えた後において、……政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

第104条① 公安委員会は、……免許を取り消し、若しくは免許の効力を90日……以上停止しようとするとき、……免許を取り消そうとするとき……は、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の1週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

第113条の2 ……免許の取消し及び効力の停止……については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

[問い]

上記取消訴訟において主張しうる憲法上の問題点について、関連する判例に言及しつつ、論じなさい。

問題2（5点）

知る権利について、説明しなさい。